

東浦町農業者等災害復旧資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた農業者等（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が災害復旧のための融資を受けた場合、当該融資に係る支払い利子の一部助成に関し必要事項を定め、農業者等の復興を図ることを目的とし、その交付に関しては東浦町補助金等交付規則（昭和52年3月30日規則第5号）によるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(対象融資)

第2条 利子補給の対象融資は、株式会社日本政策金融公庫又はあいち知多農業協同組合の農業経営資金のうち、農家施設資金及び農機具購入資金の融資とする。ただし、当該融資の申請日が、当該災害発生後3月以内に行われたものに限る。

(対象者)

第3条 利子補給の対象者は、災害救助法の適用となった被災地域の町内に在住若しくは事務所を有する農業者等のうち、前条に規定する融資により、被災した農業用施設の復旧又は設備の買い替えをしようとする者で、り災証明書の交付を受けているものとする。

(対象額)

第4条 利子補給の対象とする額は、災害復旧に要する資金のうち、第2条の規定する融資の貸付残高とする。

(補助金の額)

第5条 利子補給補助金の額は、前条に規定する利子補給の対象とする額の1.5パーセント又は1月1日から12月31日までの当該融資に対する支払い利子額のどちらか少ない額とする。

2 前項における利子補給補助金は、延滞に係る利子は除くものとする。

(補助の期間)

第6条 利子補給補助の期間は、当該資金の貸付日から起算して3年とする。

(交付申請)

第7条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、利子補給補助金交付申請書（様式第1）に次の書類を添えて毎年1月末日までに、原則として融資機関を代理人として、町長に提出するものとする。

- (1) り災証明書の写し
- (2) 借入申込書の写し
- (3) 利子償還表の写し
- (4) 委任状（様式第2）の写し

(交付決定)

第8条 町長は、前条の農業者等災害復旧資金利子補給交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、その可否は利子補給補助金交付決定通知書（様式第3）又は、利

子補給補助金却下決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。ただし、融資返済が滞納等により代位弁済となった者を除く。

(請求)

第9条 前条の規定により利子補給補助金の交付決定を受けた者が、利子補給補助金を請求するときは、利子補給補助金請求書(様式第5)に利子補給補助金計算書(様式第6)を添えて、毎年2月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 町長は、交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して、30日以内に利子補給補助金実績報告書(様式第7)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1

利子補給補助金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
氏 名

東浦町農業者等災害復旧資金利子補給補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、
年度の補給補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

農業者等 住 所 氏 名	
資 金 の 使 途	
借 入 金 額	
借 入 予 定 年 月 日	
利 率	
第 1 回 償 還 日	
第 1 回 償 還 額	
第 2 回 以 降 償 還 額	
最 終 償 還 日	
町 利 子 補 給 率	

様式第2

委 任 状

(融資機関)

所在地

名称

代表者

私は上記の者を代理人と定め農業者等災害復旧資金利子補給交付申請について、下記の事項を委任します。

記

- 1 農業者等災害復旧資金利子補給交付申請に関する権限
- 2 農業者等災害復旧資金利子補給補助金の受領に関する事項

年 月 日

住 所

氏 名

様式第 3

利子補給補助金交付決定通知書

東浦町指令第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで交付申請のありました災害復旧資金の利子補給補助金については、東浦町農業者等災害復旧資金利子補給補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付する。

記

利子補給補助金の額 金 円

様式第4

利子補給補助金却下決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで交付申請のありました災害復旧資金の利子補給補助金については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

理由

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東浦町長に対し異議申立てすることが出来ます。

様式第 5

利子補給補助金請求書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
申請者 事業所名
代表者名
電話番号

年 月 日付け 東浦町指令第 号で交付決定を受けました災害復旧資金の利子補給補助金について、東浦町農業者等災害復旧資金利子補給補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日分まで

様式第 6

年度農業者等災害復旧資金利子補給計算書

[illegible]

様式第 7

利子補給補助金実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所
申請者 事業所名
代表者名
電話番号

年 月 日付け 東浦町指令第 号で、東浦町農業者等災害復旧
資金利子補給補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので報告します。

記

補助金の対象となる融資

- 1 農業近代化資金等
- 2 農業経営資金（農家施設資金・農機具購入資金）

支払利子額（延滞利子除く） 金 円

補助金額 金 円